

(第一類 第二号)

第一回國會
衆議院

治安及び地方制度委員會議録第三十八号

(七七二)

昭和二十三年十一月二十一日(金曜日)
午後三時二十一分開議

出席委員

委員長 坂東幸太郎君

理事 門司 亮君 堀尾三郎君

理事 高岡 忠弘君 堀江橋豊治郎君

理事 酒井 俊雄君

大石ヨシエ君

松澤 兼人君

大澤嘉平治君

坂口 主税君

中島 守利君

外崎千代吉君

委員外の出席者

内務次官 鈴木 幹雄君

内務事務官 加藤 陽三君

専門調査員 有松 昇君

本日の會議に付した事件

警察法案(内閣提出)(第九〇號)

○坂東委員長 これより治安及び地方
制度常任委員會を開會いたします。

本日の日程は警察法案であります。

○酒井委員 緊急質問の形でちよつと

お尋ねしたいと思います。この前の委

員會におきましてもお尋ねいたしまし

たが、警察管區本部の名稱及び所在の

場所につきまして、最初の腹案との

原案とが變つておることはわれわれも

承知しておりますが、その経緯からみ

てこの原案の修正は可能のように考え

ております。その前提のもとにこの原

案の警察管區本部の所在の場所等をみ

ますと、はなはだ不適當な割當である

と考えられます。と申しますのは、こ

の警察管區本部は一つは地理上からみ
て日本全國を分け、適當な場所へ置く
ということが必要だと思ひます。交通
あるいは電信、電話、殊に警察の立場
としての交通、電信その他通信、こ
ういふ方面の地理的關係を考慮に入れる
必要があると思ひます。

いま一つは、警察と最も關係の深い
檢察廳、裁判所あたりの管轄とにらみ
合せることが必要だと思ひます。警察
の管轄と檢察廳、裁判所の管轄とが食
違つておるといふような取り方とい
いますと、非常に警察事務を行う上に
不便を來します。そういう點から見
まして、私はもう少しこの警察管區本
部の數を殖やすべきだと思ひます。も
つております。具體的に申しますと

ば、この六つの數のほかに、四國地區
は獨立したとして、四國地區へ警察
管區本部を一つ置く。本海地區も獨立
して、この地區へ一つの管區を置く。
慾を言えば、北陸地區へいま一つ置
く。だからこれからみると三つ殖やし
て、名前も札幌管區というような名前
を用いずに、北海道警察管區、仙臺管
區は奥羽警察管區、東京警察管區は關
東警察管區、東海警察管區、北陸警察
管區、中國、四國、九州、各その地方

の名前を冠して、警察管區の名稱にし
て、國に親しまれてもおります
るし、地理的にその管區が國民の頭へ
びたつとくると思ひます。なお東海地
區にいたしましては、四國地區にいた
しましては、從來警察關係あるいは裁
判所の關係などにおきまして、一つの

ブロックをつくつてまいりまして、交
通も電信もこれを一つの單位として發
達してきております。そういう歴史上
からみまして、これをほかの管區の
下に置くといふことになる、むしろ
こゝろ電報、交通の系統の一つの錯
亂を來すといふふうに考へるものであ
りまして、まづ今までのその地方
地方に各連絡を實體をもつてやつてき
ております。だからその形を活かし
て、この管區の數を殖やすといふこと
が、この警察法を實際に運用する上
においての效果は非常に大きいと思ひま
す。この點について政府の御意見を
聴かせたいと思ひます。

○加藤説明員 ただいま警察管區の問
題についてお尋ねがございましたが、
私も同様警察管區をわかつたにつ
きましては、通信、交通、電信の關係、
あるいは警察の仕事と、密接に關係を
もちます檢察廳や裁判所等の關係も、
にらみ合せてきめなければならぬ
と、當初から考へておるのでございま
す。そこで希望いたしましては、仰
せになりましたごとく、四國を獨立さ
せ、東海も加え、北陸も加えるとい
ふにいたしましたのでございまして、
も、これについては、ただいまのとこ
ろ非常に困難なる事情がございまし
て、管區の數は六つでいくといふこと
にいたしておるのでございまして。

○坂東委員長 速記中止。

(速記中止)

○坂東委員長 速記開始。

○加藤説明員 ただいまのところ、六

つの管區によらざるを得ない困難な事
情があるのでございまして。この本部の
位置、名稱等につきましては、これは
考慮される餘地があると思ひるので
ございまして、私どもの考へとい
はしましては、この案がただいまのと
ころ最も適當であると信じておりま
す。

○酒井委員 とかく一般的に、政府の
腰が非常に弱くていかぬ。むしろ卑屈
だといふ非難があるのでありますが、
これがあつておるかどうかは別問題
といたしまして、建前の上から言え
ば、眞に民主警察がこゝろに確立す
るのだといふことを、その筋へよく
解せしめる努力をしたならば、民主警
察がぐあひよくいくということがわ
れば、その數において、名稱におい
て、私はその筋においても、あえて固
執されるものではないといふ考へをも
つております。どうもその筋の方面か
ら一度言われると、卑屈にこれを受け
てはつきり説明もしない、むしろその
態度がおもしろくないのではないかと
こゝろ思う。一々それだとは申しませ
んが、そういう點が全然ないとも言え
ないのじやないかといふ考へを、國民が
非常にもつておるわけでありまして。
だからこゝろ問題などにつきまして
は、眞に民主警察の運営が、その效果
をおさめるかどうかといふ大事な問題
であります。

要は、たれしも民主警察の運営がう
まく行われるといふことを望まない者
はないわけでありまして。現在の裁判所

の管轄と食い違つたり、檢察廳の管轄
と食い違つたり、地理的あるいは通信
的位置からみて、民主警察の運営上お
もしろくないといふことを知りなが
ら、ある筋の言われたことだからこれ
はやむを得ないといふふうに頭から吞
み込むことが、むしろこれはいかなる
立場の人に對しても、却つて不忠實な
問題だと私は思ひます。そういう意味
から、この點はぜひ考慮してもらいた
いと思ひますし、考慮の餘地があるよ
うに私どもは思ひます。なお、これは
これからの問題であります。私ども
はその立場に立つてこの點については
修正案を出そうといふ用意をもつてお
ります。だからもう一度、はたして絶
對的に不可能かどうかといふ點をお聴
かせたいと思ひます。

○鈴木説明員 ただいまの御意見で
ございまして、私中途から参りまして前
段を聴き漏らしまして、あるいはお答
えがピンと外れるかもしれません
が、その點はお許し願ひたいと思ひま
す。警察管區の分け方でありまして、
これにつきましてはある参考的な意見
がございまして、それに基きまして、
われわれもいたしましては、現在
あります通信の資料の關係であると
か、あるいは從來の行政區畫の分け方
の問題であるとか、あるいは今までの
經濟的な、行政的な繋がりとはいふよ
うな點を種々考慮いたしまして、ただ
いま提案をいたしておりますやうな六つ
の管區、並びにその本部の所在地を決
定いたしましたやうなわけでありまして。國

會側はまた、民主的な別の見地から御意見があります點も、うなずかれる點が多々あるのでございますが、これの變更につきましては、國會といたしましてその見地からこれが變更の御意見には、考える餘地があるのでないかと考えます。ただ初めに出了ました一應の案というものは、現在提案いたしております管區のわけ方、所在地のあり方と相當違つておる事情は御了承のことと存じます。

○酒井委員　自治警察と國家警察との人員は、この法によつて明らかに定められるわけでありまするし、その任命の方法等もこの法律によつて明らか

のために、地方自治治安のために働くという精神が、警察活動の根源だということになるでありましようが、具體的に働くエネルギーの根源は、やはり榮達榮進の途があるところ、ところに根據があるということを考えなければ失敗だ。そういう點から考えますと、地方警察は四、五人で警察を形づくり、その親方の署長は警部補で大體充たされる、そうして、どこでん式に人事が順次いく仕組みになるわけであります。地方警察のそういう小さいところへ巡査としてはいつた者は、最高の親方である警部補まではいけるの希望があるが、それ以上はいけない。

なお法の建前から、國家警察と地方警察の人事の交流は許さないことになつておる。その法の裏面で操作すれば別だが、そうであつても、退職して一方に就くというような形になる。そうしてみると、自治警察の小さい警察の巡查としてはいつた者は、一生涯たつて上の人がなくなつて、かりに自分が最高になつても警部補止位ということになると、まことにはかない人生が豫測されるわけである。こういうふうで、落つて眞にその職務を盡し得るかどうか。殊に日本人の今の教養の程度では、職のために楽しむというようなことから活動の根源は起きてこないと思ひます。だからこの點、法の表面とは別に、これをうまく運営し操作する對策と申しますか、こういう用意がなければ、必ずこれは失敗に終ると私は考へます。そういう點について、當局には何かを考へてもございますれば、承りたいと思ひます。

○鈴木説明員 ただいま御指摘になり
ました自治團體警察、なかんずく小根

模の自治體におきまして、警察官が榮達の途を制度上塞がれて、そこには人材も集らなければ、向上心も磨滅するであろうという御心配を承りました。まことに適切な御意見と拜聴いたしました。私どもも實は、その點に關してのその制度をこしらえますにあたりまして、常に心配をいたしておる點であります。が、制度の上においては、自治體警察相互間あるいは自治體警察と國家警察相互間において人事交流をす

事實に考へる餘地はあつたのでなからうかと考へておりますし、またそういうやうなところにおきましても、警察官が少くともその自治體の範圍におきまして、生活環境を著しくよくして、安住の地位を認めしむる、そうして自分の向上心を充し得るような措置を講ずるといふやうなことは、考へてしかなるべきではなからうかと、ただいまのところは考へておる次第であります。

○酒井委員　まことに考へは同じであらう。

きかといふ問題になると、ほとんど行き詰るだらうと思ひます。なぜならば、舊來の警察機構の考え方からいへば、そういうことは易々としてできるわけでありませう。しかし今度の自治體警察といふものには上級官廳はないわけですから、監督指導、叱られる方もないわけに、償められる方もなくなる。まつたく自主獨立の立場に立つわけである。こういうものに對して國家が榮進せしめるといつても、國家の權限は絕對にその間には私は及ばないと思ひます。本質からいつて、その自治體自體で考へてくれれば別であるが、國家の力でこれはどうしようもない。そこに權限の連絡というものはないわけですから。そうなつてくると、どうしてもこれは自治體警察の警察官になる者は、まず役得というよりなことにしろしか樂しめない。役得でもやり得るようなことなら人格の者ならこの警察官で甘んじておられるだらうが、正しく警察官の職務に殉じていこうというようになれない。絕對に私は榮進の途は考へようがないと思ふ。國家がどうするわけにもいかぬし、府縣がどうするわけにもいかぬ。そうすると私は、非常に自治體

察の將來を憂しく思ひます。その間の
名案を私は伺つた。あなたのおつしや
る優遇策を考えてやるというその氣持
は、だれしもたない者はないと思
う。そこに權限が及ばないのだから、
どうするわけにもいかないじやないか
というのが、私の質問の要點なんで
す。その點について何か考へ得るかど
うか、考へる餘地があるかどうかとい
うことも承りたいのであります。

○鈴木説明員 重ねて御質問をいたした

しましたか、私が國家的に榮譽を求めようとするのは、國家的な權限を使つてどうするということには、もちろんできない。そういうような社會的に見て固定をされた、比較的不遇な地位にあつて長く勤め得るのには、一面から言いますと、國家的に榮譽を與えるとか何とかいふことは、國家の權能としてできるのでありますから、そういう方面において優遇する途を考へることができるのじやなからうかと思ひます。さらに問題の核心はそこにないようでございますが、善良なきわめて優秀な警察官が、小さい町村の警察におつて、非常に不遇をかこつというようなことは、こと自體に對しては、制度の上においては、ただいま申したより方法はないのであります。が、事實問題とするならば、それは解決するような方法が私にはでき得るのではないかと思ひます。しかればどういふような具體的方法かというようにお尋ねをされますと、實は私も答辯に困るのであります。これはただいま當局としても、大きな問題として考へておるのであります。なおこれについては、御心配をいたがっている國會の皆様方の御意見を十分拜聴いたしましたして、この方法を具體化

していくことに努めたいと考えております。

○酒井委員 これまで重ねて質問はいたしません、静かに考えてみますと、實際これは警察運営の一つの極みだと思ひます。どうかこの點については、慎重に具體策をお考え願ひたいと思ひます。規則はできたけれども、自治警察の署員希望者が無い。たま／＼ある者は職にあふれ、どこにも行くところが無いから、まあひとつ自分の權限でも押つてやれというやうなことに、この形のままであつたならば必ずなると私は思ふ。これは日本の警察にとつてのゆゆしい問題だと考へておるのであります。いかに民主的なりつばな形の法案ができましようとも、實質上日本人がこの警察官の地位に當るのだという、その日本人の人間としての心理なり、具體的に人間そのものの價值なりをよく御批判願ひまして、何とか救済というか、榮進というか、先を樂しんでその職に當り得るといふ途を開いていただかないと、いろ／＼な事情で、たま／＼警察官を志望する者があるかもしれないけれども、しかしこれは心から希望するものではないのであります。警察本來の活動というやうなことはよそにして、ボスと結託して權限を揮ひ、そして私利私慾にはしるというやうな、變な形にいつてしまふと私は思ひます。これは別に知事、警察官の地位を亂そうというものが悪いのではなく、ありません。この制度から見ると、人間として當然落ちるべきところに人を追いやる形であると思つております。今までの警察においては、昇進の途もあり、また大いに國家から稱揚される途もあり、いろ／＼榮達する途もあ

るにかかわらず、人間の弱點として、ややもすると利慾の方面に走つてしまふやうな者が出たり、まして今度は監督にしても、上からの監督というところもない。ただ自治的に住民の批判はあるであらう。それも警察に對する批判は、言うべくして實行はしないのであります。お互いにこういうむづかしい世の中であらうから、多少規則を犯さないと生きていけない。へたなことを言つて批判すれば、自分がやられるのだというやうなことになる。住民の批判もあつてならない。だからさういふ點をよく考へ合はせになりまして、ともに警察將來のために、當局においては具體的な妙案を考へ、實施していただきたいと思います。これで終ります。

○坂東委員 石田一松君。

○石田(一)委員 私は二、三日前にこの委員會の常任委員として選ばれました者で、以前に行われた質問と重複する點があるかもしれませんが、しかし大體の大きな線に沿つて、當局に對し二、三の質問をしてみたいと思ひます。

まず第一に私がお尋ねしたいことは、警察法を制定して、この警察法による日本の今後の警察組織によつて、現在の日本の治安が、さながら無警察状態のごとくになつていくと、私は日々感じておりますにもかかわらず、この警察法によつて組織される今後の日本の警察力によつて、この治安が確保されるかどうか。日本の治安維持、國民の身體及び財産の保護に任じ得る確信があつて、この法案を提出なすつたかどうか。敗戦後日本の警察制度の中からは、いわゆるあの思想警察、特高警察

などが省かれ、憲兵的な警察が全然抹殺されました。その後いわゆる民衆に親しまれる警察になつて來た現下の警察制度を、今一舉にかがれる警察制度に置きかへなければならぬほど、それほど重要な理由がどこにあるのか見出すことができません。現在の國家警察の制度が非民主的であり、封建的であるといふのなら、この警察機構を内務大臣の權限から離し、警察廳というものを設け、この警察廳の長官は、民主的選舉によつて選ばれた長のものに、あつてはまた檢察廳のものにこれを繋がる。こゝうした現在の機構を、ある一部改正することによつて、それより以上の効果をあげるものと私は確信しておりますのであります。にもかかわらず、この法案が提出されて、私のたゞいま心配したところの、この制度の確立によつて、眞に日本の治安が維持できるかどうか、その確信が、おありになつてお出しになつたのかどうか。

もう一つは、この法案の警察制度は、いづれの國の警察制度をまねておつくりになつたか、このことをひとつお聞きしたいのであります。

○鈴木説明員 ただいまの御質問に對してお答えいたします。今度の新しい警察制度によつて、現在の亂れた治安を確保する確信が當局にあつて、この法案を制定したかどうかといふやうな御趣旨の御質問に解釋をいたしました。今次の法案は、すでに御説明を申し上げたことと存じますが、一つは新しい憲法のもとにおきまして、地方自治の基礎であるところの市町村の基礎を確立いたしました。もつてわが國民主制度の確立を期するための政治的要素という、非常に大きな目的を達

成しようとしておるのであります。從來尊重しました警察能率という點から見れば、このような警察制度を地方分權にいたすことは、この警察能率を向上する意味からいいますならば、ここに多少の障害を生ずることは、避け得ないことであらうと考へるのであります。しかしながら新憲法のもとにおいて民主制度を確立する、地方分權を徹底するといふことは、この民主日本に課せられた至上命令でありまして、これは困難を冒かして遂行しなければならぬところであらうと考へるのであります。この新警察制度は以上の要請を満たしつゝここに立案したのであります。從來見ますが、このき、國家警察一本建で、指揮命令がきわめて確立した、そして上から全國にわたつて命令をするというやうな、國家警察だけの能率の點から見ますならば、この新警察制度は若干の遜色といふものは認めざるを得ぬのであります。しかしながらこれには、今後新たに總數にいたしまして三萬の國家警察を認め、自治體警察に大體現在擁しております九萬五千の人員を充てまして、ここに國家警察を通信の中樞となし、犯罪捜査の中樞的な性格をもたせまして、そしてこの全國にわたります約二萬の自治體警察と協力一致いたしました。警察能率の向上は進歩をいたしましたならば、現下の治安といへども、これを維持することができざるであらうと信じます。またぜひともそうしなければならぬという確信のもとに、この法案を提案したやうな次第であります。

この警察制度はこの國の例によつて立案したかといふ最後の御質問であります。

りましたが、これに最も近い警察制度は、アメリカの警察制度がこれによく似ておるといふことを申し上げておきたいと思ひます。

○石田(一)委員 至高命令が日本の民主化である、民主化が至高命令であるといふことはよくわかつております。民主化といふことが至高命令であるために、これをおやりになつて、そのために幾分の警察力の減殺というか、治安維持に障害があるやもはかり知れない。しかし少く治安が亂れても、どうしても民主化をすることが至高命令であるから、この法律をつくるというこゝたになりまして、日本のあらゆる機構を民主化するといふことは、個人の權利と自由を保護するために、國民一人一人の安寧を維持するために民主化されるはずであります。にもかかわらず、民主化することが至高命令であるから、民主化することによつて、それで治安が亂れても、一應さういふことがあつても知れぬといふことを認めながら、本案を制定しなければならぬ理由が私にはわからない。民主化するといふことは、一人々々の權利を護り、一人々々の自由を護り、生活をまづ確保してやるという意味の民主化でなければならぬと思ひます。にもかかわらず、ただいまの御答辯では、ちよつと私に不安を感じる次第であります。

案をつぶさに検討しまして、自治體警察、あるいは都道府縣の國家地方警察が、中心として集まる場所がどこにあるかというところをお尋ねしたいのであります。おそれることは、國家地方警察がその中心となるのだという御答辯があるのだと思いますが、この法案によると國家地方警察、いわゆる國會議の承認を得て總理大臣が任命した五人の公安委員會によつて組織されるこの國家地方警察なるものは、自治體警察を運営管理されると思ひます。しかし今當局のおつしやつたように、自治體警察とか都道府縣の國家地方警察が中央に従つて動くというようなことは、總理大臣が非常事態にあると布告したとき以外にはありません。すなわち國會において承認され、しかる國會において選ばれた總理大臣が任命した公安委員會でさえ、第二條に謂ふところの行政管理に關する権能はもつておりますが、第二條第二項の運営管理權というものは國家地方警察には全然ないのが明らかであります。そういたしますと、ただいまの今後この組織によつて國家地方警察を中心として、地方自治警察が中心になつて治安維持をやつていきたいと思います。おそれるこの法律では不可能ではないかと考へておるのではありません。この點について明確なる御答辯をお願いしたいのであります。

○鈴木説明員 法案の上におきます國家警察と自治體警察の權限というよりな點からは、どこが中心であるか、どちらが優位であるかという問題は全然ありません。それは御説の通り自治體警察、國家地方警察、おの／＼が獨立であります。おの／＼において

は指揮命令という關係のないことは御承知の通りであります。ただ事實問題といたしまして、國家公安委員會が管理をいたしております通信施設の根幹は國家地方警察がものであると考へておることは、このと連絡、教授をいたす上におきまして國家地方警察が中心になすことを意味するのであります。さらに警察大學というものは中央の公安委員會が管理をし、地方警察學校のごときものは都道府縣の公安委員會によりまして管理していく。かようなことは今後警察官を養成いたします中心が、この國家警察の中に警察機關をもつておるといふことを意味するのであります。實際問題としては連絡、教授ということでありまして、これがおの／＼からその場合におきまして連絡教授中心と申しますか、そういうふうなものになつていくのではないかと考へておるに申上げたのであります。またさういふのはなかりかと考へておるのではありません。

○石田(一)委員 ただいま國家地方警察が通信施設の行政管理をするので、さういふ方面からいつても、國家地方警察中心に運営することも可能ではないかという話でございまして、しかし第四條の第一號に「警察通信施設自治體警察の本部から管下の下部組織に通ずるものを除く」となつておりますから國家公安委員會なるものが維持管理をしますのは、私たちのこの法案からの解釋によると、要するに國家公安委員會、國家地方警察に必要な通信施設のみであります。末端に連絡をとる場合には、この括弧内にある通信施設に對しては、國家公安委員會のものもこれを維持管理する權能はもつておりません。その點からいくと、今御答辯になりましたこの通信施設によつて、さういふことが考へられるということも、私にはどうも合點がまいらないのであります。それどころか、この第一號の但し書には「國家地方警察及び他の自治體警察との連絡のため、自治體警察はこれを利用することが出来る」とありまして、結局この通信施設も國家公安委員會、國家地方警察のものがこれを維持管理するのではなくて、これを必要によつては自治體警察も自由に利用もできるのであります。決してこれは國家公安委員會並びに國家地方警察の特權でもなんでもない。その點については、ただいまの御答辯の論議としての直接の維持管理があるからといふことは、これも私には合點がいかないものであります。

私がここでこの問題について一言御説明を求めても、御答辯も一理あると思ひますが、ただ十分残念に思ひますことは、主としてこの法案がアメリカの警察制度を取り入れて立案なさつたといふ御答辯が先ほどあつたと思ひますが、私がアメリカの有力なるお方から直接聞いた話によりますと、その方はまことに適切な批評をなさしまして、あなたが自分の國の警察制度が、世界に冠絶した警察制度ではないといふことを自分もよく知つておる。しかも日本の警察制度というものは、自分の國の警察制度には見出せないよさがあるといふやうなことを言われたのであります。むしろこのお方の言葉を敷衍するならば、敗戦後の日本の國家が現在の日本の警察をマイナスしたら、日本

本國家にはゼロしか残らないといふやうな御意見であつたとも思ふのであります。なるほど理解があるが私たちが考へました。しかもその方自身が、決して萬全なものではないとおつしやつていたのでありますので、これは相當萬全に近いように立案されたことと思ふのであります。この警察制度が、往年アメリカあたりでいふ問題をかもしました大規模な犯罪が起きたとき、この制度のもとにおける日本の警察が、はたして犯罪を未然に防止するたは検挙、搜索、逮捕することが出来るか危懼の念を懷いておるのであります。これは決して民主化することに私が反對しているのではない。民主化する上において、現在の治安を維持しつつ民主化する方法は他になかつたかと實は憂えておるのであります。そこでこまかい點について一、二お尋ねしたいのであります。第五條の國家公安委員會のメンバー五人を選ぶ場合第二項に「制限が加へてあります」が、この制限の中に國會議員もはいるかどうか。國會議員は公安委員になれるか、なれないか。國會議法の第三十九條の規定によつて、國會議が承認した場合に國會議員もこのメンバーの中に加はることが出来るかどうか。このことについてお尋ねしたいと思ひます。

○加藤説明員 ただいまのお尋ねでございますが、國會議法の第三十九條には御承知であらうと思ひますが、「議員は、その任期中に法律で定めた場合を除いては、官吏又は地方公共團體の吏員となることができない」とかように規定せられております。この國家公安

ないけれども、官吏、公吏というふうな公務員ということにまず解釋して、三十九條の「議員は、その任期中別に法律で定めた場合を除いては、官吏又は地方公共團體の吏員となることができない。」というに限定されたようですが、この三十九條には、いわゆる例外の場合が規定してあるものであります。議員は、その任期中内閣行政各部における各種の委員、顧問、嘱託その他これに準ずる職務に就くことができない。但し、法律で定めた場合又は國會の議決に基づく場合は、この限りでない。こうなつておるのであります。法律で定めた場合ももちろんいいし、また國會の議決に基づく場合にはなれるという例外があるのです。この例外規定がここに適用されるかどうかというところをお尋ねしたのであります。ぜひこの點はつきり御答辯をお願いしたいのであります。

○加藤説明員 ただいまのお尋ねでよくわかりました。この問題は眞實な問題でありまして、關係の方面と打合せを遂げておりませんので、この次まで答辯を留保させていただきますと思ひます。

○石田(一)委員 これはこの次の御答辯によつて生ずることと思ひます。そので、國會議員がこの委員に任命されることが可能であるという前提のもとにこれを質問するといふことはどうかと思ひますが、この次の會にこれを質問することを省く意味で尋ねてみたいと思ひますが、もし國會議員がこの五人の委員に選ばれることが可能である、適法である、こういうことになりまふと、もし議會における各政黨が二大政黨の對立という關係になつた場合、この二大政黨から二人ずつ委員が選ばれて、殘る一人は絕對に國會議員であつてはいかぬという原則がここに立たなければ、第五條のいわゆる制限規定というものは何ら效力がなくなりませんが、その解釋していいか。いわゆる三人以上一つの政黨に属してはいけなに見られますから、二大政黨の對立になつたときには、四人は國會議員から選ばれていい、但し一人だけは絕對にそれ以外から選ばれるものでなければならぬという原則が、ここに立たなければならぬと私は考へておるのであります。この點に關して、未決定の問題に對して、假定に基いて御質問申し上げておるので、これも御答辯の保留があるのかと思ひますが、この點も一應次回の御答辯のときにまとめてやつてもらひたいと思ひます。

さて、やはりこの第五條の第三號であります。日本國憲法施行の日以後において、日本國憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政黨その他の團體を結成し、又はこれに加入した者」ということが規定してありますが、これはもう當然なことと思ひます。しかしかかる政黨であるという認定は何を基準にしてするか。すなわちその政黨が掲げておる政策を検討して、これは暴力で政府を破壊しようとする主張する政黨である、その政策をもつてこれを認定するの、その行動によつてこれを認定するの、か。

しかももう一つお尋ねしたいことは、この第三號に該當するおそれのある政黨が現在あるのかどうか、この點もひとつ御答辯を願ひたいと思ひます。

○鈴木説明員 ただいまの第五條の三號であります。この政黨、團體というものに關したるの意味であります。これは御承知のように、昨年の二月に成立をみております勅令第一〇一號というのをごさいます。この政黨、協會その他の團體の結成の禁止等に關する件、政黨結社の禁止の規定、これにありまして、大體こういうふうな憲法あるいはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政黨その他の團體というふうなものに對しては、内務大臣が解散を命ずる。こういうことに相なつておるのであります。それでかような意味をもつております政黨、團體というもののへの加入者は委員となることができない、この解釋をしております。

現在こういう團體が現實にあるかというふうな御質問でありましたが、これは現在のところはございません。こういうのがありますれば、内務大臣はこれに解散を命ずるというに相なつております。

○石田(一)委員 現在そういう政黨がないといふことで、まことにわが意を得た次第であります。だから私がもう一つその點に關してお尋ね申し上げたいのは、そうし一憲法のもとに成立した政府を暴力で破壊することを主張する政黨であるとか、團體であるといふことを認定する基準は、その政黨の掲げた政策によるのか、それとも實行行為によるのか、それともその主義が、學說の通念上そういうものを含んでおるといふことからこれを認定するの、か。その團體であり政黨であるといふことを認識するの、何を基準にして認定するの、か。こういうことがはつきりしてない場合には、この三號の規定がはつきりしない。こう思ふのであります。その點をひとつお尋ねしたいと思ひます。

○鈴木説明員 ただいまのお尋ねの點であります。そういう政黨、あるいは團體が政策に、憲法もしくはその下に成立した政府を暴力で破壊するといふ政策を掲げておれば、もちろん該當することは問題はないのであります。しかしながら事實におきまして、そういう政策を掲げるといふことは、きわめて常識的に言ひますれば、ないであらうと考へられるのであります。その場合におきましては、事實の問題としてこれを考へる以外にはなからうと思ひます。あるいはそういうことに對する實行行為があつた、あるいはこれに對するところの行爲があつたといふことによりまして、判定を下す以外にはなからうと思ふのであります。

○石田(一)委員 しつこく聞くようですが、ある政黨が、過去においてはわれわれは暴力革命を主張したが、現在の日本の段階ではすでに軍隊もなく、また警察力もまことに微弱であつて、なにもそんなものを覆すのに暴力革命は必要じゃないから、合法的に議會を運営することによつてこれをやつていくのだ、しかしながらこれは戰略上の問題であつて、今後武力を必要とするような場合には、そうでなければわれわれの主張が通せんない場合には、それはそれのときによつて、その戰略戰術を變へる必要があるといふようなことを、もし各地において座談會なり、または講演會なりで、その政黨のいわゆる幹部が演説をして歩いたり、

そういうことを言つて歩いておる、こういう政黨に加入しておる者でも、現段階は合法的にやると言つておるのだから、これはこの三號には該當しない、この解釋していいわけでございますか。

○鈴木説明員 この法律の制定のときにおきまして、あるいはまたこの法律によりまして委員を任命するときにきまして、具體的、客觀的に、憲法あるいは政府は暴力で破壊するといふようなことを主張するといふ認定がつかましたならば、委員となることができない、かように解釋しております。

○石田(一)委員 なるべくこの點はつきりと基準を定めておやりにならないと、今後この制度における公安委員會なるものは、特に自治體における公安委員會は、運営管理の權限までもつておりますので、非常に危険な状態が起つてくるのではないかと私は憂うのであります。むしろ暴力によつてすべてを解決しようとするようなおそれのある者まで、これにはいゝるのではないかと私たちは考へておるのであります。ただこれを客觀的に、あるいはその事實に、あるいはまた政策に、これが現われていないからといって、そのおそれがあるのに、これらの者を警察の根幹をなす公安委員に選ぶなどというふうなことがあつては、私は國家の治安を維持するどころか、それらの人口によつて任命された警察官吏が一挺々々ピストルを持つて、何とかときと場合があれば、これで政府を轉覆してやろうというふうな者ばかりが警察官であつたら、こんでもないことであるとおぼしは恐れます。そういうことが杞憂で終れば結構であります。

の各地の公安委員會の委員が任命されるときに、十分なる検討と人選とを必要とするのではないかと思います。

次に委員の罷免に關する問題であり、
 ますが、第八條には、「内閣總理大臣は、
 委員が心身の故障のため職務の執行が
 できないと認める場合又は委員に職務

上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合においては、兩議院の同意を経て、これを罷免することができる。こうなつておりますが、これは罷免するかしないかとい

うことが内閣総理大臣の権限にあるのであつて、内閣総理大臣が罷免しようと思ふときにはのみ兩議院の同意を得ることが出来るのか。それとも、たとへば解散前の兩議院が公安委員を認め

た。しかし解散後の兩院議院からこの公明を主張し、安委員は實に義務違反その他委員たるに適しない非行がたぐさんあるというふうなことを認めて、解散前の議會が承認したことを覆えて、承認しないという意思表示をしたときにも、内閣の責任を問ふべきであらう。

ないのか。この點を一つ御答へ願ひたい。總理大臣はこれを罷免することができぬかどうか。内閣總理大臣が議會に諮らない以上、兩議院はこれを承諾するものと承諾しないという意思表示ができませんのか。

○鈴木説明員 第八條に規定をいたし
ておりますように、罷免は内閣總理大
臣がこれを國會の同意を得て行うこと
になつておるのであります。従つて國

會が發議をとつて、委員があるいは心身の故障のために執務ができない、あるいは設例のような場合に罷免權を發動するといふことはできないであります。すが、事實問題といたしましては、内閣總理大臣に正式にあるいは非公式に

その事實を言ひまして、内閣總理大臣の罷免權の發動を求めるといふことは、事實問題としては可能でありましようが、この法の建前から申しますれば、そういう權限は國會にはない、かようにお答えをいたさなければならぬと思ひます。

○石田(一)委員　そうしますと、内閣
總理大臣が罷免權を發動する場合に、
議會に諮ることがこの法規においては
許されているので、議會みずからが發
議することは實際的にはあり得るかも
しれぬが、法的にはそれは許されてい
ない。かくなりますと、今まで多數黨
であつた一つの甲黨が總選舉の結果少
數黨になり、今まで少數黨であつた乙
黨が總選舉の結果多數黨になつた場合

名によつて任命されるのでございますから、總辭職してかわります。かわつた場合に、この總理大臣が委員たるに
適しない非行があつたと認めた場合で
あるならば、議會に諮つて自分の與黨
が多數であるから、これを全部でも罷
免ができるかどうか、この點が非常に
疑問になると思うのであります。この
點についてどういふ御見解をもつてい
られるか、ひとつ伺いたいと思いま

す。

○鈴木説明員 委員に職務上の義務違反であるとか、あるいはその委員たるに適しない非行があつた場合におきましては、内閣総理大臣は兩議院の同意を経ましてこれを罷免することに趣旨は相なつております。みだりに罷免權を、理由なくして行使することができない反面の規定を有してあるのであります。従つてこういうような委員たるに不適當である、適しない非行があつ

たような場合におきましては、内閣が
總辭職をして次の新しい内閣ができ
からする、あるいはそういうような場
合がなければという問題にかかわり
ませず、いついかなるときにおき
まして、そういうような事實があつ
たときにはすべきものであると思ひ

ますし、またこういうことがないときに、非行がないにもかかわらず罷免するということは、なすべきことではなからうと考えているのであります。御質問の趣旨にお答えしたかどうか存じませんが、この法律上の問題といたしましてはさように考えているのであります。

ほとどの御説明に、警察制度の民主化をはかるといふのにはありません。ただ外に御説明でありますので、民主化というところが目的であるならば、今までの議會によつて選ばれてゐた公安委員の選ばれた根據は、總選舉によつて一舉にくつがえされたのであります。くつがえされた結果、議會の政黨の分野においては、過去において選ばれた公安委員を認めないのであります。總選舉

の結果國民の意思が全然違つた方向に現出された、選挙の結果その議會が今の公安委員を承認しないという立場にあるのに、なおこれが總理大臣によらなければ罷免されなかつたり、あるいはまたこうした場合に總理大臣が罷免するといふことは、ここに書いたはつきりした條件になつていないからそれができぬということになりますと、はたしてこれが民主的であるかどうか、ほんとうにこれが民意を反映して

おる公安委員會であるかどうか。要するに議會の承認を得ることが委員に選ばれる條件であるならば、議會の權威が百八十度に変つたときには、もちろんこの公安委員會も議會のあり方と同じように變るべきではないか。こういうふうに私が考えることが眞の

制度の上の民主化ではないかと考えるのであります。

それとともに、これをまたおそれるのであります。民主化なるほど結構ですが、總選挙のたびに警察の根幹をなす公安委員會が、いつもぐらぐらついてくるということをおそれるのとともに、また制度の民主化をする上には、それがなければ眞の民主化ではないと私は思うのであります。當局はこの二つ、一つは、もう一つは、多分こ

ておりますか。私はこの點に非常に疑問をもっているので御質問したわけであります。

○鈴木説明員 公安委員の資格と申しますか、公安委員たる人の性格につきましては、この法案を通過していただくとかかりますように、その間に政治上の争いとか、政黨的な色彩を濃厚にもつというのを避けたい、警察をしてそういう圏外に立たしめて中正な

道を歩かしたい、というのがこの委員の前提の適格條項などに盛られてゐる趣旨であります。従ひまして、その趣旨によつて選ばれた警察の公安委員は、總選舉の結果ある政黨が今までの第一黨に打勝つて政界の分野が一變したことによつて、ただちに公安委員も變更しなければならぬというやうな、政治的な理由が生じないやうな委員を選ぶという建前に、この五條以下の規定もなつております。私どもの考

えております。趣旨からいいますならば、公安委員会といたしましては、ある一定のなれない資格をつくりますと同時に、公安委員に選定された者が行政権の發動によつて、みだりに罷免をされるということを避けるために第八條の規定がありまして、一定の條

項に該當する以外には罷免されないといふ保護的な規定を置き、あるいはその任期を五年、あるいは地方の公安委員會におきましては三年にきめるといふような趣旨は、ある一面におきましてはこれを制限いたしますることも、ある一面においてはこの地位を保障する、がよゝな趣旨に出たのであります。従いまして、總選舉の結果從來の政體とがらつと變つたために、前の公選委員と異なつて即ち公選委員と出

田さんの御質問の、御心配になつております趣旨はわかるのでありますが、この法案の精神といたしましては、さような事態が起らないように考へて立案をいたし、運営をいたしたいと考へておるのであります。

○石田(一)委員 私もただいまの御答

こういう質問をするのでありますが、
 もしこの公安委員が政黨の分野によつ
 て左右されない、いわゆる儼然たる政
 黨に偏しない性格をもつた公安委員會
 をつくろうとなさるのならば、國家の公
 安委員會、あるいは都道府縣における
 ところの公安委員會、または市町村に
 おける公安委員會のメンバーを選ぶの
 に、絶えずその地方の縣知事が、その
 府縣會議員に諮つて公安委員を選ぶと
 いうことになっておりますが、國家

の總理大臣が國會に諮つて國會議員の同意を得て選ぶ。都道府縣知事が府縣議會に諮つて、府縣會議員の同意を得て選ぶ、それでは政黨色をもたせるなと言つたつて、これは政黨色をもつてであります。それほど正しい公安委員會をつくらうと思ふならば、なぜ公選にしないか。それが眞にあなたたちのおつしやる意に適うのである。その土地で選ばれたいわゆる地方長官、また總理大臣はほとんど一黨の總裁になります。その者が選ぶのでありますから、これでは政黨色は儼然とはつきりしたものです。しかもその同意を得て選ぶという議會の構成は、政黨人ばかりでできてゐるのであります。にもかかわらずそれに選ばせておいて、その選ばれた者が政黨に属さないようにというところは、全然これは論旨が支離滅裂であると言わなければならぬのであります。ほんとうに政黨に属さないものならば、この適格條項に従つて候補者をたてて、これが地方自治體であるいは國家の選舉によつて選ばれれば、いわゆる最高裁判所長官が國會議員の選舉のときに、その任に留まるかどうかというこの可否を同時にやるように、いわゆる國民投票というやうな意味によつてこれを選ばせるのならば、それは今おつしやるやうな意味になると思ふのですが、このままではいくらういふやうな氣持であるとおつしやいまして、それはなりません。總理大臣がまぎれもない政黨人であり、しかもその總理大臣が同意を得ようとする國會議員が政黨なんですから、國會議員の同意と満場一致同意とは書いてあります。國會議員の同意ということが成立するために、過半数以上をもつてゐる一

つの多數黨が同意したならば同意になり、他黨が反對しても差支えない。こういう場合に政黨色がないなどということをお考へというところは、およそ夢みないな問題で實際とはかけ離れてゐる。この點について私は、この公安委員會の委員はぜひとも公選にさるべきものであると考へる。公選におこるものが、特にこのために選舉を行ふということが、實際上の問題として、また地方の財政的な面からいつて不可能であるならば、府縣會議員あるいは市町村會議員を選挙するときに併せてこれを選ぶ。まず第一回はこつしやういふ方法により、大體今後はいつしやういふ方法にする。あるいは國會議員の選舉のときに、第一回目に選ばれた者のいわゆる信任投票的なものを併せ行ふようにしたならば、眞にたゞだいまおつしやつた意味における性格の委員會ができると思ふは考へるのであります。この點についてぜひ御意見を承りたいと思ふのであります。

○鈴木説明員 だいま委員を選任する内閣總理大臣は政黨人であり、議會はまた政黨の結集であると言います。政黨的色彩をもつたものであることは當然であります。しかしながら公安委員という性格は、以上申し上げましたやうな性格をもつたものであります。したが、この場合における總理大臣は、政黨人であるというよりは、一國行政の長であります。その者が公安委員としての適格者を選び、これが政黨的な分野でありますところの國會議員の同意を得るといたしまして、必ずしも公安委員が、そこにおいて政黨的な色彩を全部もたなければならぬということには、相ならぬかと存するのであります。

○石田(一)委員 決して内務次官に拘つてわけではありませんが、たゞだいま御答辯くださったことは、全部私の主張が正しいと證明してくださつたことになると思ひます。結局私の言ふ公選ということが眞に民主的な方法であるということも、一つの意見だとおつしやいました。一つの意見どころか、もう一つは、一番民主的な方法でありまして、總理大臣が公安委員を選ぶのに、現段階ではどれがいいかと選んで、それを國會に承認させるという現段階の國家のあり方を見て、それが民主的だなどとは、おそくお考へになつていないと思ひます。そうすると私たちに言わせれば、これは警察制度

の民主化が目的だと言われるけれども、すでに公安委員を選ぶのに眞の民主的な方法によつて選んでおらぬといふことで、これは民主化といふことが表面の理由であつて、事實は民主化されておらぬ。こつしやういふこともこの法案の缺陷がある。こつしやういふに私は考へております。實際問題として、この第五條が何かに委員になれないものの制限が加えてあります。たとえば職業的公務員であつた者はなれないで、素人ばかりが選ばれるのですが、素人ばかりがいい、あの者がいいと總理大臣が選ぶ必要はないのであります。素人だけ候補者に立てて公選にすれば、それでいいのであります。私はそれが民主化されたものだと思ふのであります。が、今の御説明ではまだ十分納得ができませんし、たいへんお苦しい答辯だと私は思ひます。

まだ他にこまかい質問をもつておるのであります。聞くところによると、これには審議の期限があるとか、なるべく早くとかいふお話でございまして、日本の警察制度を根本から變えようといふやうなこんな大きな重大法案を審議するのに、審議をする時間あるいは日數に制限をつけないければならぬといふ、それほど差迫つたばかりにこの法案を實行しなければならぬといふほど、この法案が萬全なものではないと思ひます。まだこれを審議したならば、たゞだいまの公安委員の問題にしても、あるいは先ほどお尋ねした、まだちよつと研究して次回に答辯するとおつしやいましたように、國會議員が公安委員會の委員になれるかどうかといふことさえ、まだはつきりした御答辯が得られない。こつしやういふ現狀にあるのに、これをすぐ討論にかけて採決にもつていこうとする委員長あたりのお考への方でございまして、これはいかにものでございまして、ちよつと時日をかしてもらつて、ゆつくりひとつ研究を遂げて、公聴會か何かを開いて、専門的な人たちの意見を、眞に萬全を期した警察法をつくつて、われわれ國民の治安を維持する。眞にその目的を達成するといふつばな警察法をわれわれが制定してこそ、私たちは國民に選ばれた選民としての義務が盡せるものと思ひますが、この點を委員長にこつしやういふお伺ひいたしました、私の質問をまず一應留保する形で打切ることいたします。

○鈴木説明員 委員長に御質問でありまして、私からこれ申し上げる筋合いではございませんが、御参考までに私どものこの警察制度に對する立場を申し上げて併せて御了解を得たいと思ひます。

この警察法案は、まことに御意見のごとく、日本の警察制度を根本的に大改革をいたす法案であります。その意味においては、非常に重大な法案であることは、仰せの通りであります。しかしながら日本の民主化を推進する、民主化の徹底をするということは、至上の急務であります。また一面、講和條約も近づいておることも豫想せられておるやうな國際關係にあるのであります。さうな意味合いをもちまして、慎重に御検討を願ひたいと存じますが、時間なるべくできるだけ早い機会に、この法案の成立いたしますことを、當局としては切にお願いをいたしておるやうな次第であります。こ

の邊の點は御了承をお願いいたしたいと思ひます。

○坂東委員長 ただいま政府側の説明の通りで、私個人が別に急ぐわけではありませんが、事情を御了承願ひます。

○大石(三)委員 ただいま石田委員がおつしやいましたことは、私は非常にもつとも思ひます。しかしただいま石田さんがおつしやいましたのは、われわれが過去においてこの場所を質問した點が多々ございまして、非常に重複しております。だたこの問題は重大なる問題でございます。ゆえにわれわれは、この國會の治安委員の意見として、私たちがお互いにその思つておる點をこゝへもち寄りまして、それを理事のお方に審議していただいて、御相談願ひたいと思つたのでござい

で、しかも審議を急がなければならぬといふ實情にあることを承知しております。そこでこの法案の施行は、おそれるこの法案が決定して九十日後になりますので、今議會で決定をいたしました。来年の三月になるかと思ひますが、次の議會でこの法案は修正することが可能であるかどうか。これを十應先にお聴きしておきたいと思ひます。

立つたついでに申し上げておきますが、法案自体を見ますと、非常に杜撰な點がありますし、また重なる、われわれが考えなければならぬ點があります。この附則の中にある、この法律によつて衆議院議員選挙法を改正するとか、参議院議員選挙法を改正するとか、附則の十五條から十八條であります。これはこの法をもつて他の法を改正するといふような複雑なことになるかと思ひます。これは便宜上、こゝういふ字句を使わないで、これはいろいろいささかあると思ひますが、たとへばこの法案が通過しなければ、全部向うの法律が活きておる。従つてこの法案の施行を見なければ、こゝういふに改正することができないといふような意味があると思ひます。この法案の施行に際しては、地方自治法の他の法案をこゝういふに讀み替へるといふやうな字句に改めておくなり。そのやうな字句は起らないのじやないか。そしておのゝ地方自治法の改正なり、あるいは参議院議員選挙法の改正なり、衆議院議員選挙法の改正等のときに、この法案に必要なものは當該の法律案を改正しておくと

いうことを、一應お聴きしておきたいと思ひます。それから公安委員の缺格條項の中に、禁錮以上の刑とあります。これは當然新しい憲法のもとに廢止された治安維持法とか、國防保安法とか、機密漏洩に関する法律とかいうものは、全部廢止されたのであります。が、これら特殊な犯罪に觸れておつた者は、これには觸れないものであります。と解釋しますが、こゝういふに解釋していかうかといふことをお聴きしたいと思ひます。

○鈴木説明員 最初のお尋ねにありまして、修正がどうかといふ問題であります。國會の意思が、修正をするといふやうな御意思があることには、國會の權能としてできることは當然であると思ひます。以下の點は他の政府委員から申し上げます。○加藤説明員 まず附則第十五條以下の規定の問題でございますが、お話のやうな方法ももちろんあるのでござい

ます。時間も問題でございます。それゆゑこれは審議も慎重を要します。私も先申しました公聴會を開きたい。公聴會を開くにしても、警察の人二人、民間の人八人くらいを呼んで開きたいといふことを先刻申しました。けれどもこゝで申しまして、時間をとるばかりでございます。自分たち治安委員の審議意見ももち寄りまして、それを理事會にかけ、慎重な態度でやつていきたいと思つたのでござい

ます。あまりに同じ問題が重複して、こゝで時間を重ねますから、重ねて委員長にこれを私はお尋ねしたいと思ひますが、いかがでございましょう。

○坂東委員長 その點は十分に了承いたしました。

○門司委員 ちよつとお聴きしておきますが、先ほど石田委員もお話になりましたように、きわめて重要な問題

を形成した土地の認定であります。これはきわめてむずかしいと思ひます。が、これに對しては法律の定めがございせんので、ただ法律には、最近において發表された人口五千以上の市街地といふことがうたつてあるだけでありまして、この認定は警察官の總數の上に多分の影響を及ぼすものと思ひますが、この認定における基礎條件と申しますか、基礎づけるものを明確にお示しになつておいた方が法の施行の上に非常に都合がよいと思ひますが、この點はどういふふうにお考へになつておりますか。

○加藤説明員 ただいま市街地の町村をいかにして認定するかといふお尋ねであります。が、私どもの考へておりますのは、これに類しますものといひましては都市計畫法とか、市街地建築物法、それから市制を施行いたします場合の一應の認定の基準といふものがござい

ます。これらのもをいろいろ考へ合せまして、最も市街地的町村に任ずるに適當なる町村を認定したいと思つたのであります。その基準が法律等で正確に規定できますれば、これまた一つの方法であるかもしれないと思ひますが、ただいまのところでは、こゝういふところまで適當な規定がでないのではないかと、こゝ考へておるやうな次第であります。

○坂東委員長 ちよつと速記をやめて。

○門司委員 大體の意見は了承することができそうですが、こゝうなつてまいりますと、なほさうめんどうな問題であつ

【速記中止】

○坂東委員長 速記を始め。

○門司委員 大體の意見は了承することができそうですが、こゝうなつてまいりますと、なほさうめんどうな問題であつ

○坂東委員長 速記を始め。

○門司委員 大體の意見は了承することができそうですが、こゝうなつてまいりますと、なほさうめんどうな問題であつ

○坂東委員長 速記を始め。

て、基準が明確になつておりません

と、一體だれがその基準をいつきりするかといふことである。たとえば町村において人口五千以上の村であつて、どうしても自治警察をもちたいといふような意見をもつ自治體があるといふたすならば、おそらく制限を加へるというやうなことが非常に困難になつてくる。そうなつてまいりますと、實際問題として警察官も限られた数においては、その配置が非常に困難になるという形が、實際上必ず生じてくるように考えられますから、なお重ねてその點の考慮を煩わしておきたいと考えております。これは法令で定められなければ、政令か何かでこれを定めるという一つの條項を入れておいていただかなければ、實際の運営にあつて認定するときに非常に困ると考えております。さらにこの認定權はどこの官廳がもつかといふことを、併せてお聞きしたいと考えております。

○加藤説明員 ただいまの門司委員のお考えの點は、私もわかるのでございませう。たださういふにいたしまして、はたして現在のやうな事情のもとにおいて、關係者一同の満足するやうな結果に該當する規定が、うまくおけるかどうかといふ點につきまして、實ははなはだ困難な狀況に當面してゐるのでございまして、なおこの御意見の點につきましてはよく研究してみたいと思ひます。

○坂口委員 私は最初に質問をいたしましたとお答えがございましたが、それについてなお納得のゆかぬ點を二、三お伺ひしたいと思ひます。私不在の間にあるいは問題が生まれてお答えがあつたかとも思ひますが、そういう場合は

お省きを願ひます。

第一は公安委員の資格の問題であります。これは職業的公務員といふものについて、どうしてもこの法の中に規定をしなければならぬといふことであるかと思ひますが、私は先般も申し上げました通り、これは形式として非常におかしい。恒久法でありますところの警察法の中に、公安委員の資格條項のうちで、この職業的公務員といふものをどこまでも入れるといふことについては、どうしても納得がゆかぬのであります。他の方法で、他の形式で、これを排除するといふやうなことができるものであるかどうか。先般それをお伺ひしたのであります。政府委員がその形式の點においては御答辯がなかつたから、他に何か方法はありはせぬかと、例をあげて申したのであります。その點についてはつきり御答辯を願ひ、なお實質としましては、一體さういふことで排除されませんでしたならば、日本のように公務員の多い國におきまして過去、現在、未來にわたつて公務員の經歷をもつた者をすべて排除することになりましてならば、一體國民の何パーセントくらいから公安委員として任命されることになるか。公安委員になる資格があるかといふことについて、およそ當局でも御検討になつておると思ひますが、その點も實質としてお伺ひしたい。

次は都道府縣知事の地位といふこと、その點について、どうもこの案によりますと、全然制限がない、つまり地位を認められていない、従つて都道府縣知事の警察行政運営の上に今後何らの發展性がない。ただ單に公安委員を任命するといふだけであるやうであ

ります。たとえば都道府縣の警察局長の任命にしましても、何ら制限がない。つまり人事については、直接的にも間接的にも何らの制限がないといふ點。

もう一つは、財政上の點において、國家地方警察の費用は、全部國庫でこれを支拂する建前になつておりますので、さうすると都道府縣の財政でこれを分擔する、そこからまた發言するといふことも、これまでは閉じられていようである。また實際の警察の運用といたしましては、私どもは臺灣で經驗がございしますが、國庫のみによる警察費の支拂は、理窟としては非常にすつきりしてゐるやうであります。が、しかし實際問題としては非常な弊害が起るということは、國庫による豫算といふものはきちんとして、なかなか融通がつかぬのであります。従ひまして實際問題としましては、警察を運営していきまます。それらの事情におきまして、必ず警察難費といふものは地方民の寄附という形でとられる。さうしますと、各地方の間において、寄附その他において競争ができるやうなことから弊害もおきまます。またさういふ權力をもつた警察の費用を、寄附によつてやることになるやうな弊害がある。その方面から

も、私はやはり都道府縣の現在行われておる分擔制度といふものを加味しておくことが、最も適當であると思ひます。この點に關して御答辯を願ひたいと思ひます。

いま一つは、この前御回答をいたしたきまつたが、なお納得ができませんのは、結局警察管區の別表の問題であります。私はこの別表そのものについて

て、非常なむりがありはせんかと考へます。また特に九州地區につきましては、福岡に管區本部を置かれるといふことは、先般は通信上の關係といふやうなことを言われたのであります。が、一體福岡にどれだけの通信施設、警察施設があるか。それよりも私は長くあるべき管區を決定するには、やはり交通上の關係といふものを尊重して、ここに重點をおいて、それから漸次施設をする、無電の施設、有線にしても方法は必ずあると思ひます。しかし、もしどうしてもそれができないという具體的な理由がございまして、現在ある警察通信の施設の種類、あるいは能力の詳細をお示し願ひまして、さらに考えたいと思ひます。

○鈴木説明員 お答えをいたします。一番初めの、職業的公務員を缺格せしめるのに、他の方法がないかといふ御質問でございませう。實は前回お尋ねがあつたやうであります。私席におきませんので、聞き漏らしておりました。御質問の趣旨を取違へておるかもしれませんが、この職業的公務員を缺格するといふことは、わが國の實情といたしましては、はたしてさういふやうなことをやつて適當な人選を得られるかといふやうな御心配から出た質問と存じます。しかしながら一面考へてみますと、さういふやうな方々は、また同時に多分に今までの經歷におきまして、從來の型と申しますか、性格と申しますものを身につけておる。この新しい警察制度の刷新のときにあたりましては、さういふ古い型と申しますか、さういふやうなものが適切でないといふ趣旨から、この規定を設けたやうな次第であります。現在の日本におきまして、

て、しからばさういふ職業的な公務員が何パーセントになるかといふことは、現在のところ調査したものもありません。ただ常識的に申しまして、われわれの住んでおります町や村、あるいは區なりにつきまして考へてみますと、おおよそどのくらいになるかといふ程度の推定をくだすに止まつておりますが、數字的にこれを一割とかあるいは五分とか申し上げることは、私どもいたしましては、はなはだ困難を感じておる次第であります。

なお都道府縣の公安委員會、あるいは都道府縣の國家地方警察に關しまして、知事の權限がないといふ御質問でございまして、この考え方は、大體國家地方警察といつたしまして、都道府縣の公安委員會の關與をいたしております。第一線まで含めたものを一括いたして、國家地方警察といふやうな觀念でいたしておるのであります。従つてこれにつきましては、この法文によりますと、行政官廳、あるいは運管管理、いづれとも都道府縣の知事の權限には屬しておらぬのであります。ただしかしながら、運管につきましては、府縣知事の意見がある程度反映せしめることが必要であらうといふのが、この都道府縣知事の所轄のもとにおいて、都道府縣知事の任命いたしまする公安委員會が、この運管、管理にあた

る條項がありまして、これによつて國家地方警察の都道府縣單位に行われます運管は、この限度におきまして、都道府縣の知事の管理と申しますが、意見の反映と申しますが、さういふやうなものも滲透する餘地が残されておるやうに法案は作成いたしておるのであります。

それから都道府県の警察の費用であります。原則としてこれは國家地方警察でありますから、國費の負擔という事になつております。ただ當分の間——この當分の間はある期間續くと考えますが、その間は現在の負擔區分によつて國庫と都道府縣がもち合う、いわゆる連帶支辨金の制度というものが施行されるわけでありまして、この問題は相當將來に大きな問題をなすのでありまして、御指摘になりましたように、寄附金で警察の廳舎をつくるのか、いろいろなことをやつておるといふことは、事實私も率直に認めておるところであります。さらに將來、國家地方警察の費用を國庫が負擔するといふ原則を行いますには、國家警察の要する經費が相當豊かなものがなければならぬといふことは、私が確信しておることであります。かりにこれが自治體警察といふような方面より、その施設なり、裝備なり、その處遇なりにおいて、劣るところがあつては、國家警察として非常に大きな問題であるかと考えます。この寄附金を集めるとか、公共團體の費用によつて賄うといふことをなくしまして、國家地方警察の基礎を強力なものにしていくために、國費の費用負擔を相當増大いたすことも、またやむを得ないでしよう。またそうしなければ、國家地方警察といふものが生成發展していくことはできないかと考えております。

最後に警察管區の別表の問題ですが、これは先ほど御質問がありましてお答え申上げた通りであります。いろいろと経過はございましたが、あるいは通信施設の點とか、あるいは現在における行政區畫、行政編成上の問題とか、あるいは經濟的な關係、政治的な問題、他の行政官廳との關係等を考へまして、あの六管區並びに本部の所在地を選定いたしましたような次第であります。なお通信器材の問題が、出ました。私の確かな數字は覚えておりませんが、現在六つの管區の所在地を變更するといふ問題が前にありました。それをいたしました。その中四つの管區の所在地の本部を移動させるというだけに要する費用——これは私の記憶が間違つておつたかもしれませんが、私の今覚えておりますのは、費用にして二億圓、資材にして銅線が一キロでありましたかを要して、現在としてはなか／＼その資材を出すことができない。もちろん、これには電線その他は入つておりませんが、そういう説明を聞いたように覚えております。この數字は的確であります。その點は御諒承願います。通信施設、器材の點をとりまして、そういうような障害があるというように覚えておる次第であります。

○坂口委員 今お答えをいただきましたが、私はその三つの問題も十分納得いたしかねる。職業的公務員がどのくらいあるか、それ以外のものがどのくらいあるかを考へていかなければ、實際公安委員會が立派に運営できるかどうか確信がつかぬだらうと考えます。これは村とか何とか考へればわかるというお話でありましたが、しかし非常に大きな数だらうと思ひます。また警察法が發足する當初においては、そういう經驗なり、色彩なり、古い型のないものがよいというお話のようでしたが、これは恒久法であつて、今後職業的公務員、現在二百五十萬ある人が、將來それにはいる人も加わる。過去から現在、未來、永久にそういうものが排除されるという恰好の法律である。これは他の方法で、排除する必要があるれば排除すべきである。また實際問題として、一體その全部を除いて適當な人が、あるかどうかといふことは、やはり親切にお考へにならなくてはならぬ問題である。これはとにかく二、三箇月たてば、これによつて重大なる警察の仕事をやつていかれるという場合でありますので、非常に大事な問題であると思ひます。その點について重ねて、何か他の形式がなか／＼お考へ願ひたい。

それから都道府縣の知事の地位につきましても、知事が管理者であつて、委員會の任命をするから、それで知事の意思が反映する、影響するといふ意味のお話でありましたが、私はこれは絕對にないと思ひます。この法文の形式からいひましても、實質上もしない。知事はこの警察の運営なり行政について全然關與できない立場にある。私はどうしてこの法文からそうしか思へない。ただ知事の、法規の關係でなく、その人の個人的品格なり、識見なりによつて影響されるなら別であります。が、そういうことは問題ではない。その點について、もう少し親切にお教へを願ひたい。

第三の問題につきましても、もう少し具體的に資料を提供していただいても、私も虚心坦懷に考えますが、どうもいろいろ諸條件によつてさうきめたというやうなお話は、ただ原案が適當であらうというやうなところで賛成しなければならぬ恰好になる。もう少し親切にお話願ひたい。そうして、内務省が解體されるために、はなはだ失禮でありますけれども、警察法について非常に御苦心なさつたことについて、十分了承いたし、想像いたしておりますけれども、しかしながらすべてに、なんらかもう少し熱意と親切みをもつてこの法案の立案についても、またその將來についても、また本委員會における御説明についても、お願いせんければならぬと私は考へます。内務省が解體されますがゆえに、この靈動的な警察制度というものが重大であればあるほど、このあと始末——あと始末といふのはなほ失禮であります。これに十分な熱意をもつていただきたさう。これはむしろ熱意をもつておやりくださつておるのに違ひないのであります。が、しかし今少し警察の將來の運営について、親切な熱意をもつて對處していただきたいという氣持をもつております。

○鈴木説明員 内務省が解體になるにつきて、警察法その他の問題につきては熱意を缺いておるのではないかと、あるいは國會の審議におきましても、熱心さが足りないのではないかと、いうやうなお叱りを受けましたが、まことに當局といたしまして恐縮に存じます。ただ内務省といたしましては解體はいたしますが、この大きな警察法の問題を初め、その他解體後に伴います新しい制度の發足にあたりまして、十分にこれが運営がうまくいきますように、また日本の將來につきては、これが一つの大きな段階として發展の道が開けますように、十分なる努力を傾け全力を盡して、これにあたりなればならぬと考へておる次第であります。もしそういうふうに見られる點がございましたらば、ひとつ十分なる御叱正と御指導を煩わしたいと思ひます。

なお、ただいま私がお答えを申しましたにつきて、いろいろと重ねて御質疑をいただきました。第一の職業的公務員の排除を、何かほかの方法でやれないかというお話でございます。が、實はこの問題につきましても、今まで關係方面とも種々折衝をいたしまして、御説にあらましますように、いろいろものを排除いたしまして、そして適當な委員が得られるかどうかといふやうな點も、十分に考へなければならぬ點であります。またこの法律できめてしまへば、これは永久的なものであるといふやうなことも、もちろん存しておるのであります。しかしながら何といひましても、新しい制度の出發にあたりまして、こういう古い殼を捨てまして、新しく躍り出すというためには、こういうやうな措置が必要であり、また日移り年變りまして、これの必要がなくなれば、そのときはまたそのときといたしまして、法案が修正されるという點は、この制度を實施いたしました上におきましては、あるいはここに止まらず、他にも出てくることかと存じます。

なお府縣の知事が、公安委員會に對して、法制上何らこれに權限がないと仰せになりました。これにつきては法制上におきまして、公安委員會を指揮し、これを命令するといふ權限のないことは、仰せによりまして明らかであります。ただしかしながら、知事がこの委員會の所轄をいたしまして、所轄するといふ意味は、全體的にこれを管理するのでありまして、その内容

における行政區劃、行政編成上の問題
職業的公務員 現在二百五十萬ある人
新設に志願した人、そのうち
ありまして、そのうち
そのうち

といしますところのおもな點は、公安委員を任命いたし、公安委員にして一定の條項に觸れる場合におきましては、これを罷免をする。もちろん地方議會の同意を要するが、こういうような權限をもつているのであります。そのもつております者は、全然この權限をもたない者に比較いたしました。公安委員會に對しまして何らの實質的影響がないかどうかということ、お考えを願いたいと思ひます。私はこの意味におきまして、公安委員會におきましては、知事の意見、あるいは知事の縣政に對する方針というものが、反映する餘地があるというふうに考へておる次第であります。

なお警察管區の問題であります。先般來申し上げておりますように、ただいまのところ、さうな別表にありませんように、諸種の條件と申しますか、あるいは機械、設備、資材の點であるとか、あるいは現在の他の行政官廳との問題であるとか、あるいはその地方におきます經濟的、政治的な結合というやうな諸種の點を勘案いたしまして、かやうな管區並びにその本部の所在地を定めましたやうな次第であります。なおこれに關しまして、九州においては福岡よりも熊本がよいといふやうなお説のやうにも拜聴いたしました。これが福岡から熊本に移轉いたしますと、どういふやうな費用がかかりますか、あるいはどういふやうな資材が必要か、あるいはまたどういふ諸種の利害得失があるかといふことは、資料がございます限りにおきましては、次の機會までに調べましてお答え申し上げますから、御披見を願いたいと存じます。

○坂東委員長 大體通告による質疑はこれで終りました。なお關連事項による質疑もあると思ひますが、本日はこれをもつて散會いたします。明日は午前十時より開會いたします。
午後五時四十五分散會

といたしますところのおもな點は、公安委員を任命いたし、公安委員にして一定の條項に觸れる場合におきましては、これを罷免をする。もちろん地方議會の同意を要するが、こういうような權限をもつているのであります。そのもつております者は、全然この權限をもたない者に比較いたしました。公安委員會に對しまして何らの實質的影響がないかどうかということ、お考えを願いたいと思ひます。私はこの意味におきまして、公安委員會におきましては、知事の意見、あるいは知事の縣政に對する方針というものが、反映する餘地があるというふうに考へておる次第であります。

昭和二十三年一月九日印刷

昭和二十三年一月十日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷